

令和3年第3回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年3月26日 開会

令和3年3月26日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和3年第3回教育委員会定例会

令和3年3月26日（金）

午後1時30分 開会

○ 議事日程

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 行事報告

4 報告事項

報告第9号 令和2年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和3年3月分）について

報告第10号 令和2年度新十津川町一般会計補正予算（第13号）について

報告第11号 令和3年度新十津川町一般会計予算（教育費）について

報告第12号 新十津川町学校教育施設長寿命化計画の策定について

報告第13号 新十津川町社会教育施設長寿命化計画の策定について

報告第14号 新十津川町立学校における教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の制定について

報告第15号 新十津川町立学校における事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定について

報告第16号 北海道新十津川農業高等学校教育振興会負担金交付要綱の一部改正について

報告第17号 長期休業期間等において新たな週休日を連続して設けるための新十津川町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の制定について

報告第18号 修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について

報告第19号 新十津川町立学校におけるハラスメントの防止等に関する指針の策定について

5 議案審議

議案第6号 新十津川町教育委員会事務局組織規則の一部改正について

議案第7号 新十津川町立学校管理規則の一部改正について

議案第8号 新十津川町立新十津川中学校の特別支援学級の廃止及び設置について

議案第9号 新十津川町スポーツ推進委員の委嘱について

6 その他

7 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史

新 田 右 子

荒 山 直 人

近 藤 陽 介

松 倉 寿 人

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	後 木 満 男
主幹	媚 山 孝 裕
学校給食センター長	高 橋 泰 之
学校教育グループ長	西 村 幸 真

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

お疲れ様です。先日は中学校そして小学校の卒業式にご出席いただきましてありがとうございました。ただいまより、令和3年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、新田、荒山両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎媚山主幹

それでは、お手元に配付してございます行事報告をご覧いただきたいと思います。2月11日から本日3月26日までの行事をまとめてございます。主な行事についてご説明申し上げます。まず2月17日、第2回の学校運営協議会を開催し、令和3年度の小中学校の運営評価、運営方針や今後のコミュニティ・スクールの活動等について協議いたしました。2月22日、ゆめりあホールにて新十津川中学校開校50周年記念事業として、滝川市出身のオーボエ演奏者、岩崎氏が所属するアンサンブルグループそらの5人の音楽家による伴奏で、全校生徒が校歌を斉唱しました。この様子につきましては、DVD、CDに収録いたしまして、全生徒と教職員に渡しております。3月1日、第3回社会教育委員の会を開催いた

しました。令和2年度事業後期の反省と令和3年度の重点施策について協議いたしました。

続きまして、剣道をテーマにした作文を発表する日本剣道少年団研修会体験実践発表で、小学生の部で新十津川尚武会少年部に所属している新小6年生の高橋一絆さんが最高位の最優秀賞に選ばれました。道内では初の快挙であり、3月2日に町長室において受賞報告、並びに町よりその功績をたたえ新十津川町長賞を贈りました。続きまして、温水プール施設の南側に熱供給センターが完成し、3月12日に落成式が同センターで行われ、久保田教育長が出席いたしました。このセンターは、木質チップを燃料源として、ボイラーで過熱した温水をスポーツセンター、温水プール、グリーンパークしんとつかわに供給し、暖房や給湯などに活用いたします。続きまして、3月には小中学校の卒業証書授与式が行われ、13日には中学校卒業生55人、19日には小学校卒業生54人が卒業されました。当日は、町長、町議会議員、教育長、教育委員各位並びにPTA会長の来賓出席のもと、コロナ感染予防対策を行い、規模縮小の中、厳粛に卒業式が執り行われました。続きまして、3月20日にそっち岳スキー場が今シーズンの営業を終了いたしました。実績につきまして報告させていただきます。今年度の営業期間は12月10日から3月20日までの99日間の営業計画でありましたが、2月、3月の悪天候により3日間休業となり、実際には96日の営業実績となりました。リフトの乗車人数は234,827人、前年比で23,993人の増加となっております。リフト券の売り上げが11,795,770円、前年比で2,336,220円の増額でございます。この大きな増の要因といたしましては、昨年度は雪不足、新型コロナの関係で営業日が61日間ということで、今年度と比較して35日間少ない営業だったことからの主な増でありますので、比較対象とはならないことを申し添えておきます。続きまして、小学校に対して団体から寄贈品をいただいております。

まず3月3日に滝川警察署の新庁舎で滝川地区防犯協会から新入学児童へ防犯ブザーが寄贈されました。また、3月22日にはJAピンネから小学5年生へ食の教育教材等が贈呈されました。2月12日の第2回新十津町及び雨竜町学校給食推進会議につきましては、高橋センター長よりご説明申し上げます。

◎高橋センター長

では、私から説明申し上げます。資料が3部事前にお渡ししたと思いますが、まず次第をご覧くださいと思います。話し合われた内容についてですが、学校給食センターの運営についてということで資料1を参考し、学校給食センターの運営について、そして、次が令和2年度学校給食提供の状況について、次に学校給食に対する意見、要望についてという議題内容で進められております。次第の2ページ目をご覧ください。ここに委員構成が書かれてございます。雨竜町、新十津川町の校長会、教頭会より各1名、そして、食育推進教諭の中から雨竜町、新十津川町から各1名、そして、両校、両町のPTA代表者4名で構成し、8名で構成されております。うち雨竜町のPTA関係者2名が勤務の都合上残念ながら欠席されてございます。次のページ、3枚目をご覧ください。規程が記述されてございますが、第2条におきまして、この運営に関する事、それから衛生管理に関する事、献立並びに栄養管理に関する事、そして、物資の提供、選択に関する事、そして、食育に関する事等をこの会議の中で話し合われることとなっております。続きまして、資料1をご覧ください。資料1では、学校給食センターの概要をまずご説明申し上げます。そして、資料1の4ページ、学校給食の実施状況について、現在は1,012名、最大1,012名に学校給食を提供してございます。そして、給食費につきましては、平成27年より変更されておらず、小学生、中学生、そして幼稚園、農業高校に提供しているところでございます。その下の5ページの1番下ですが、学校給食費の推計について書かれてございますが、平成17年から滞納、滞納繰越はございません。そして、6ページにまいりま

して、食材の調達状況ということで、町内産、道内産、国内産の順で、食材を選択してございまして、町内のものについては積極的に使うように心がけて努めて提供しているところでございます。7ページには献立の作成ということで、ただいまの栄養教諭は大変ベテランでございまして、それに併せて最新の栄養計算ソフトを導入し子どもたちにおいしい、そして栄養バランスの取れた給食を提供しているところでございます。このページの下に出ている写真は、雨竜小中学校のバイキング給食を実施したところの写真でございます。

今年度も雨竜小中学校で実施いたしました。新十津川小学校でも実施いたしましたが、中学校につきましてはリクエスト給食ということで、あらかじめ子どもたちからリクエストを募りまして、その多い順に給食のメニューを提供したところでございます。資料1の12ページ、13ページです。先ほども申し上げた食材の選ぶ順番ですが、町内、道内、国内ということで、調味料につきましては国内産を使っております。一部、料理酒に金滴酒造の料理酒を使っております。乾物につきましては道内産、そして加工食品につきましても新十津川町のミニトマトを使用したトマトピューレを使用しているところでございます。資料2をご覧ください。資料2では、今年4月から始まりました令和2年度ですが、4月、5月と臨時休校が続きました、実際には21日間のうち9日間を4月には提供してございます。5月には18日間のうち10日間の提供、そのほかの日については、調理員につきましては清掃、それから次亜塩素酸ナトリウムを使用した消毒の作業を実施しております。6月以降、現在までにつきましては、一昨日で給食が終わりましたけれども、臨時休校なしでの提供ということになってございます。2番目には北海道が実施いたしました道産牛肉学校給食提供事業ということで、9月29日には本町の和産の黒毛和牛、黒毛和種の肉を提供し、10月22日には町内総進産のホルスタインの肉を提供してございます。全部で4回の提供となっております。3番目に道産の水産物学校給食提供事業でございます。これにつきましても北海道産のホタテ、それから鮭、ホッケ、そしてカレイ等の食材をフライ等で提供してございます。以降、2ページから4ページにつきましては、新十津川町の総合計画で目標としております生鮮野菜につきまして50%を使用した学校給食の提供を目指しているわけですが、現在、この12月末日現在で49.3%、中ほどの枠の中に書いてございますが、49.3%となっております。以上、私のほうからの説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎久保田教育長

今ほどの町内産の野菜については、雨竜町の給食も提供しておりますので、雨竜の生産物も入れた積算で行っているということを追加の説明としてさせていただきます。今ほど、眉山、高橋両主幹からそれぞれ行事の報告がございましたが、質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第9号令和2年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和3年3月分)について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは説明いたします。議案書の3ページをお開きください。表の1番右の列ですが、小中学校ともに異動はございません。したがって2月と同数で、小学校303人、中学校161人、計464人の在籍となっております。以上、報告第9号の説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

◎久保田教育長

報告第9号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第9号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第9号令和2年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和3年3月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第10号令和2年度新十津川町一般会計補正予算(第13号)について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の5ページをお開きください。内容は別紙のとおりでございます。6ページからになります。10款教育費、既定額626,203,000円、補正額55,859,000円の減額、補正後の計は570,344,000円でございます。今回の補正予算でございますが、入札の執行残、年度末の実績見込みによる不用額の減額、あとコロナ禍における事業の中止により減額されたものが主な内容でございますので、増額するもの、また金額が大きいなど特徴的なものについて説明させていただきます。始めに1項2目事務局費でございますが、7ページの説明欄をご覧ください。3番の育英事業は、対象者数が想定を下回ったことによる減額でございます。4番、新十津川農業高等学校教育振興事業は、コロナ感染の拡大の影響によりまして助成対象とする各種大会等が中止になったことによる減額でございます。10番の子ども夢基金積立金530,000円の増額でございますが、これは教育振興寄附金として530,000円の寄附をいただいております。その全額を育成事業の原資として子ども夢基金に積み立てるものでございます。次に2項小学校費、1目学校管理費の7ページ、1番から8番の事業の減額でございますが、これは小学校の運営、あと維持管理の実績見込みによる不用額の減額でございます。続いて、8ページ、9ページですが、2目教育振興費、説明欄の1番、小学校教育推進事業5,205,000円の減額は、主に学習支援サポーター1名分の人件費が北海道から支給されたことにより不用となったものでございます。8番、小学校GIGAスクール構想6,009,000円の減額は、タブレット等の入札の執行残でございます。次に8ページから11ページになります。3項中学校費、2目教育振興費、9ページの説明欄の1番、中学校教育推進事業4,662,000円の減額は、これも小学校と同様に学力向上の推進講師1名分の人件費が北海道から支給されたことにより不用となったものでございます。続いて、11ページ7番、中学校GIGAスクール構想事業3,041,000円の減額は、小学校と同様にタブレット等の購入の入札執行残でございます。続きまして、4項社会教育費、1目社会教育総務費、11ページの5番の体験学習推進事業と10番の青年母村交流事業は、事業の中止による減額でございます。次に12ページ、13ページですが、2目文化振興費の2番、芸術鑑賞事業2,550,000円の減額は、音楽鑑賞事業として予定しておりましたルパンジャズライブの中止による減額でございます。3目開拓記念館費及び4目図書館費につきましても実績見込みによる不用額で

ございます。続いて、12ページから15ページになりますが、5項保健体育費、1目保健体育総務費、15ページの7番、スポーツ大会参加助成事業4,050,000円の減額は、コロナ感染拡大の影響によりまして各種スポーツ大会が中止になったことにより助成する大会がなかったということによる減額でございます。3目学校給食運営費、1番の学校給食センター管理事業2,161,000円の減額は、燃料費及び電気料の実績による不用額、2番、学校給食提供事業5,519,000円の減額は、給食提供数の確定によりまして賄材料費等の不用額が生じたものでございます。内容は以上の説明とさせていただきますが、この補正予算案につきましては、今月9日に開催されました町議会の第1回定例会において11日に議決いただいておりますことを申し添えさせていただきます。以上、報告第10号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第10号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第10号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第10号令和2年度新十津川町一般会計補正予算(第13号)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第11号令和3年度新十津川町一般会計予算(教育費)について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案の17ページをお開きください。18ページからになります。なお、説明につきましては、新規の事業、重点施策の事業、また、事業内容や予算規模に大きく変更があったものについて説明をさせていただきます。10款1項1目教育委員会費について説明いたします。教育委員会費2,416,000円でございます。財源は全て一般財源です。事業なものを説明いたします。19ページ、1番、教育委員会活動事業は、教育委員の活動経費として4名の委員報酬、費用弁償、及び教育長の旅費、交際費等を計上しており、前年度と特に変更はございません。次に2目、事務局費について説明いたします。本年度予算額32,048,000円でございます。事業の主なものを説明いたします。19ページ、3番の育英事業の貸付金につきましては、貸付実績を基礎といたしまして、本年度は新規14人、継続15人の貸付を見込みまして計上をしております。また、新型コロナの経済支援対策として、令和2年度末まで特例期間として月額20,000円の増額措置を行っております。この令和2年度の措置につきましては、4件について申込みがございました。新型コロナウイルスの感染がまだ終息に向かっていないことから、今回特例期間を更に1年延長することといたしております。それに係る増額分は9人分、2,160,000円を計上しております。償還者の増加、繰上一括償還により、積立金については前年度より約6,200,000円増額となっております。続いて、4番、新十津川農業高等学校教育振興事業は、農業高校への各種活動や資格取得に係わる助成金で、4,000,000円の額に変更はございませんが、将来の農業経営を見据えた危険物取扱者や情報処理技能検

定の資格取得に係わる助成項目を加えております。また、農業高校ではふるさと祭りなど町内のイベント参加のほか、学校の収穫祭、札幌市での花フェスタ、食祭フェアなどのイベントで学校のPR、新十津川町のPRを行って農産物販売をしていただいておりますので、とつかわこめぞーイラストが入ったポロシャツの作成費用を助成することとしております。5番、高等学校等遠距離通学者支援事業は、これまでの実績、また今年入学する予定の高校等から見込み人数を算定しまして、前年度より約600,000円の減額の金額となっております。

その他事業につきましては協議会等の負荷負担金でございますので、特に変更はございません。次に20ページから23ページ、2項小学校費の1目学校管理費について説明いたします。

本年度予算額30,513,000円でございます。事業につきましては、昨年度実施した小学校の前庭整備がございませんので、本年度は約50,000,000円の減額の予算額となっております。

事業の主なものを説明いたします。21ページ1番の学校運営協議会活動支援事業は、委員の報酬、費用弁償のほか、長期休業中の学習サポート事業やまびこの開催負担金でございます。2番から6番の事業につきましては、学校の維持管理、運営に係わる経費で、前年度と特に変更はございません。続きまして、22ページから25ページ、2目の教育振興費について説明いたします。本年度予算額36,686,000円でございます。事業の主なものですが、23ページ1番の小学校教育推進事業は、昨年購入いたしました教師用の指導書、授業用パソコン、またGIGAスクール構想に係わるアクセスポイントの設置が今年度ございませんので、約6,000,000円の減額となっております。事業といたしましては、確かな学力の育成のため、教科担任講師1人、学習支援サポーターを3人配置するほか、学力の基本である読解力を身に付けるために、小学校6年生を対象に漢字検定の検定料を設定することとしております。

また、子どもたちの学校生活における満足度や意欲をアンケート調査いたしまして、集団としての学校傾向を的確に把握するQU検査を3年生以上までだったものを2年生以上に拡大しまして、回数につきましても1回から2回に増やして実施いたします。GIGAスクール構想の推進では、タブレットの利活用を進めるために教職員の研修に取り組むとともに、使用上のトラブルに対する支援体制も整えまして教職員の負担軽減に努めるところでございます。タブレットにつきましては、2月の18日と19日で小中学校に既に納入されております。

タブレットを普段使い慣れている一部の教員につきましては、既に学習支援ソフトによるデータの配信や動画作成ソフト等の使用を始めております。新年度に向けまして学校全体で利活用が進むように連携しながら取り進めてまいりたいと考えております。特色ある教育の推進としましては、赤平市にあります植松電機によりますロケット教室を引き続き開催いたします。また、体育の授業では体育の専門講師を招聘しまして、体力、運動能力の向上や運動習慣の定着を図りたいと考えております。2番の小学校特別支援教育事業は、特別支援学級が3学級16人から4学級17人となる見込みでございます。前年同様に3人の支援員を配置する予算を計上しております。3番の学校図書館司書配置事業は、学校における読書活動を推進するために図書館司書を引き続き配置する費用でございます。4番の小学校就学援助事業は要保護、準要保護世帯の援助費、5番は雨竜町と合同で行う芸術鑑賞事業の開催経費、6番は教育振興会及び空知教育センター組合の負担金で前年と同様でございます。次に24ページから27ページになります。3項中学校費の1目学校管理費の内容について説明いたします。本年度予算額58,490,000円でございます。事業の主なものを説明します。1番、中学校校舎等維持管理事業は、例年の光熱費、管理委託料の維持管理費のほか、本年度は備品購入費として老朽化した中学校の放送室の調整卓を更新することとしております。2番、中学校武道場維持管理事業から4番、中学校保健活動事業につきましては、特に前年と変更はございません。5番、スクールバス運行管理事業は、運転業務とバスの維持管理の外部委託費用でございます。3年間の長期契約が終わりまして令和2年度で終了しました。令和3年

度は新たに契約を結びますが、令和4年度から新たな地域公共交通体系への移行を予定しておりますので、令和3年度の契約は単年度契約となります。令和3年度の予算につきましては、運転従事者の人件費等の上昇から委託料が増額となっております。次に26ページから29ページ、2目教育振興費について説明いたします。本年度予算額35,282,000円でございます。主な事業を説明いたします。27ページ、1番の中学校教育推進事業は、学力向上に係わる教育充実指導講師1人、学力向上推進講師1人のほか、剣道指導員1人を引き続き配置いたします。また、小学校と同様にGIGAスクール構想の推進に係わる費用、QU検査の実施費用、漢字検定及び英語検定の助成費用を予算計上しております。特色ある教育の推進といたしまして、特設道徳やキャリア教育の講演を開催する負担金を計上したほか、修学旅行の震災体験プログラムについて助成を継続いたします。3番の外国青年招致事業は、新学習指導要領に対応するため英語指導助手2名分の予算を計上しましてリスニング能力の向上に努めるところでございます。4番の課外活動事業は、部活動の活動負担金や中体連の大会出場負担金でございます。5番の中学校就学援助事業は、要保護、準要保護世帯の援助費で前年と同様の考え方でございます。28ページから31ページでございます。10款4項1目社会教育総務費でございます。本年度予算額28,090,000円。主な事業を説明いたします。29ページ5番、体験学習推進事業は、望ましい生活習慣の定着に向けて小学校6年生を対象に実施する通学合宿、事前研修の親学セミナー、親子参加での振り返り研修に要する経費でございます。6番の農村環境改善センター改修事業は、新規の事業として改善センターの大規模改修工事に係る実施設計の業務委託料です。7番の農村環境改善センター管理事業は、改善センターの維持管理経費でございますが、本年度は改修に伴いまして光熱費、清掃業務、警備業務、施設周辺の管理業務、徐雪業務等の委託料で約8,000,000円減額となっております。9番、新十津川アートの森管理事業は、昨年実施いたしました防虫対策工事分が減額となっております。かぜのびは平成23年度にオープンしまして今年10周年を迎えますので、本年度は記念作品を展示するための壁の補強、小規模作品を展示するショーケースの製作、施設周辺環境の整備として老朽化した木製遊具の撤去費用のほか、町内の公共施設の作品を紹介し、アートの巡回鑑賞をするリーフレットを冊子にする費用を計上しております。10番、児童・生徒母村交流事業、11番、青年母村交流事業、12番、青少年文化スポーツ元気事業は、例年と同様に事業を支援する負担金、助成金を計上しております。13番から15番の事業は団体への負担金、補助金、16番、女性団体連絡協議会補助金につきましては、加盟する単位団体2団体、花月とJA女性部が退会しておりますことから90,000円の減額となっております。続きまして、30ページ、31ページ、文化振興費でございます。本年度予算額6,972,000円でございます。事業の主なものを説明します。2番、芸術鑑賞事業6,000,000円は、町民に優れた音楽や文化芸能の鑑賞機会を提供する事業といたしまして、令和2年度新型コロナウイルス感染の影響により開催できなかった音楽鑑賞事業の「ルパンジャズライブ」と親子で楽しめる「ワンワンとあそぼうショー」を実施する経費を計上しております。なお、「ワンワンとあそぼうショー」につきましては、昨年は開町130年記念事業として総務課のほうで予算計上しておりましたので、本年度、教育費としての予算額は3,000,000円減額となっております。その他の事業については特に変更はございません。次に3目開拓記念館費の内容について説明いたします。本年度予算額2,941,000円でございます。事業の主なものとしまして、31ページ1番、開拓記念館管理運営事業は、昨年は開町130年を記念しまして道庁赤れんがで収蔵する風景絵画を借用展示した経費がございましたが、今年はないので減額となっております。本年度は、年表の加筆修正、農業記念館の外壁タイル、窓ガラスの修繕を実施しまして適切な管理に努めることとしております。なお、昨年まで札沼線の廃線に伴う来館者の増加に対応し開館しておりました月曜日と火曜日を元に戻し、今年から休館日といた

します。このことから、施設の受付管理業務委託料が減額となっております。次に32ページから35ページになります。4目図書館費、本年度予算額37,741,000円でございます。事業の主なものを説明します。33ページ1番、図書館維持管理事業は、施設管理に係わる光熱水費、委託料のほか、今年度は暖房用ボイラーの修繕と2年に1度のカーペット清掃を実施いたします。2番、図書館運営事業は、司書、受付の事務職員の雇用に係わる人件費、蔵書の購入費用で、昨年と特に変更はございません。3番、図書館利用促進事業は、体験事業、人形劇などの講演やコンサート、ギャラリー展示などを開催するほか、本年度は高齢者の読書推進を図るために、社会福祉協議会が行う、すまいるあっぷ教室と連携しまして、リクエスト本の貸出や話題の本を紹介する地域配本サービスを、みどり区と花月区の2地区をモデル地区として実施することとしております。4番、絵本ふれあい事業は、3、4か月の乳幼児検診と2歳半検診の機会に絵本を贈呈しておりますが、2歳半検診時にお渡しする絵本につきまして、自分の名前を使ったり好きなものや好きな食べ物を登場させて、自分が主人公になれるパーソナル知育絵本を選定できるようにいたします。より本が身近に感じられるように取組を行うところでございます。続いて、34ページから37ページになります。5項1目保健体育総務費でございます。本年度予算額15,028,000円でございます。事業の主なものでございますが、35ページ3番、スポーツ体験学習推進事業は、スポーツ体験を通じてスポーツ活動のきっかけ作りとするため、文化スポーツ少年団のスポーツ教室や野球教室の開催経費を計上しております。6番、スポーツ大会参加助成事業は、例年と同様に予選を勝ち抜いて全道、全国大会に出場するための経費に対する助成でございます。7番、生涯スポーツ推進事業は、スポーツ協会のスポーツクラブに対する運営経費で、スポーツクラブでは生涯スポーツとしてニュースポーツや手軽にできる運動の機会を提供しております。町民が年齢や体力の応じ、体力に応じ1日に1回運動する1・1運動の取組を推進するところでございます。その他の事業については特に変更はございません。続いて、36ページ、37ページになります。2目体育施設管理費でございます。本年度予算額101,470,000円でございます。37ページの1番、そっち岳スキー場管理運営事業は、管理運営に要する消耗品、光熱水費、施設の管理委託料が主なもので前年と大きな変更はございません。2番、ふるさと公園内体育施設管理運営事業は、施設の管理運営に係る指定管理委託料約45,000,000円のほか、本年度はスポーツセンター東側車庫の塗装修繕、それとふるさと公園内の傷んだ木製ベンチの撤去を行います。また、スポーツセンターの老朽化した浄化槽を改修するため、工事費及び仮設トイレのリース代を予算計上しております。次に36ページから39ページ、3目学校給食運営費でございます。

本年予算額107,831,000円でございます。事業の主なものを説明します。37ページ1番、学校給食センター管理事業は、給食センター施設の燃料費、電気料、機械設備の整備費及び保守点検委託料が主なもので、本年度は蒸気ボイラー、給湯ヒーター、電気の高圧開閉機などの機器について修繕を実施いたします。昨年度も修繕を行っておりますが、昨年度よりも修繕が少ないことから予算額は約1,000,000円減額となっております。2番、学校給食提供事業は、小中学校、農業高校、幼稚園、雨竜の小中学校約1,000人の給食提供に係わる費用でございます。小中学校の試食相当分として1食当たり50円の減額、また、3子以降につきまして無料化を継続するところでございます。調理、洗浄等の業務につきましては、令和元年から、元年度から株式会社ニッコトラスト北海道に5年間の委託契約となっております。

新十津川町と雨竜町産の生鮮野菜の使用率50%を目標に地産地消を進めているところでございます。39ページ3番、学校給食扶助費交付事業は、準要保護世帯の給食費扶助でございます。認定者につきましては、小学校67人、中学校31人で、前年よりも若干の増加を見込んでおります。以上、報告第11号令和3年度新十津川町一般会計予算（教育費）についての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎久保田教育長

報告第11号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

令和2年度、コロナのためいろいろな行事が中止なり縮小になってしまったわけですが、令和3年年度は、復活したといいますか行事を行うという前提で予算付けされている、それについては応援させてもらいたいと思うのですが、やはり昨日も東京オリンピックの聖火リレーが始まったところですが、従来どおりのやり方でできるのだろうかということをお皆さん心配されていると思うのです。予算についてではなく実際やる場合、主催者としてはコロナ前と全く同じにはできないだろうと、工夫をしながらやっていく、そして時と場合によっては中止も延期もやむを得ない場合があるという非常に難しい判断を1つ1つしていかなければならないと思いますので、これからも非常に気を使うと思いますが、例えばゆめりあで行うイベントで、密になるなら半分ずつの2回公演をお願いするのですとか、方法は考えられると思いますので、その点を充分気を使って行っていただきたいと思います。

◎久保田教育長

意見ということでお聞きしました。

◎後木事務局長

松倉委員さんが今おっしゃられたとおり、その状況に応じて進めなければなりませんし、国、道からの基準も示されておりますので、基準に合致するかということも見定めながら行っていかなければならないと思います。ただ去年はどんなふうに今後進むのか、コロナがどんな影響を及ぼすのかというのが分からないことがありましたけれど、その辺は少し見えてきていますので、行えるものは何とか工夫して行っていきたいと教育委員会としては考えております。以上です。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎松倉委員

はい。違う話になりますが、先日も東北で大きな地震ありましたので、修学旅行、震災学習をすることに心配される声もあると思います。ただ、今までの実績といいますか毎年大槌町にお世話になって地元の方から非常に貴重なお話を聞かせてもらっているという話でございますので、震災学習の意義というものを、やはり保護者や地域の皆さんにもよく理解していただきながら進めるのがよろしいかと思えます。また、年を重ねるごとに今の中学生は本当に震災のとき、物心ついたかつかないかぐらいな年齢で、これは続けていくことの難しさもあると思いますが、懸念に対してしっかり説明ができるようにしていただきたいと思えます。

◎久保田教育長

それについては私のほうで説明します。私も松倉委員と同じように不安があると思ひまして、先般、中学校の校長に確認をしました。そうしましたら中学校長でも先月に2年生を対象とし、コロナが宮城県で増えてきていますので、宮城県に行くということで説明はしてい

るのですが、そのあとに地震があり、10年前の余震ということでありましたので、それらも含めて安全を第一に学校として、新年度に入ってどうあるべきかというのを検討すると思います。なお、今年度まで訪問していた岩手県大槌町につきましては、10年経過したということもあり、大槌町訪問については一区切りをつけましょうということで、去年、修学旅行に行ったときにお話ししていると思います。そして、今後は宮城県の石巻を中心に震災学習を行い、地域の人と触れ合ったり、子どもたちに自由な時間を確保し自由行動の時間も必要だということで、検討中であるということ、また、今まで新幹線で函館に来ていましたけれど、時間的に函館から札幌までの時間のロスがどうしてもあるので、飛行機を使いたいという考えもあるということを校長から聞いております。いずれにしましても、震災学習というのは、東北の大震災はまだ余震は続いておりますし風化させてはいけけないので、本町としては引き続き、東北方面に震災学習に行くという方針については、今後も変わらない予定でおります。以上でございます。

◎松倉委員

はい、分かりました。

◎久保田教育長

そのほか質問ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第11号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第11号令和3年度新十津川町一般会計予算(教育費)については報告のとおり了承されました。ここで1時間経過しましたのでちょっと5分間休憩します。

(休憩)

◎久保田教育長

それでは、審議を再開いたします。報告第12号新十津川町学校教育施設長寿命化計画の策定について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の41ページをお開きください。内容につきましては、別冊の新十津川町学校教育施設長寿命化計画に基づいて説明をいたします。後ほど報告第13号で社会教育施設の長寿命化計画の策定についても説明いたしますが、基本的には同じ形での計画の作り方となっておりますので、社会教育施設については割愛する中での説明とさせていただきます。それでは、ページ数もございませぬできるだけ要点まとめて説明させていただきたいと思っております。まず1ページからになります。始めに、文部科学省は、国が平成25年に策定いたしました

インフラ長寿命化基本計画に基づきまして、平成27年3月に所管施設の長寿命化に向けた各設置者における取組を推進するインフラ長寿命化計画を策定しております。町ではこのことを踏まえまして、地域内のインフラ全体における整備の基本的な方針として、平成29年に新十津川町公共施設等総合管理計画を策定しております。また、文科省からは、公共施設等総合管理計画に基づきまして個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画としまして、令和2年度末を目途に個別施設ごとの長寿命化計画を策定するように通知があったところでございます。今回の長寿命化計画の策定につきましては、文部科学省から学校教育施設につきまして策定のための手引き、解説書、計算ソフト、操作マニュアル、事例集などが各自治体に提供されました。これを活用しまして、計画の策定作業を進めたところでございます。ただ学校教育施設はそのような提供があったのですが、社会教育施設につきましては、資料の提供がございませんでしたので、学校施設で提供された手引きや計算ソフトを流用して社会教育施設の計画を策定したというところでございます。説明につきましては、学校教育施設長寿命化計画が中心の説明となります。それでは、1ページになります。背景としましては、新十津川町の学校施設は、小・中学校が各1校設置されておりまして、そのほかに学校給食センター1施設、中学校武道場が1施設供用されておりまして、学校給食センターは平成14年度、中学校武道場は平成24年度に建設されまして、比較的新しい施設になっておりますが、一方で、小学校は昭和56年度、中学校は昭和46年度に建設され、それぞれが40年以上経過し、老朽化が進んでいます。学校施設の状況は、小中学校では耐震や外壁、屋上等の改修などの大規模改修を計画的に実施しております。しかしながら、今後は老朽化に伴うさまざまな改修が予想されておりまして、適切な維持管理が課題となっております。長寿命化計画の目的でございますが、この計画は、先ほど申し上げた背景を踏まえまして、将来は、教育環境の質的改善も考慮しつつ、長寿命化によるコスト縮減を前提としまして、改修等の40年間の長期方針と今後10年間の具体的な整備計画を立てることを目的としております。なお、本計画につきましては、新十津川町公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別施設計画として位置付けられるものでございます。計画期間は、令和3年から令和12年までの10年間。ただし、計画期間内について日数に応じて適宜見直しを行います。2ページをお開きください。

5 学校施設の改築から長寿命化のイメージでございます。上段の図がこれまでの改築中心のイメージで、大規模改修を挟みながら40年から50年で改築を行っていくものです。下段の図が長寿命化のイメージで、40年程度でコンクリートの中性化の対策、鉄筋の腐食対策、施設の機能向上を図る長寿命化改修を行いまして、建替え中心の改築から建物を約80年間使用する長寿命化に切り替えていくイメージでございます。3ページは、学校施設の目指すべき姿として、平成25年に文科省の学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議において示された項目でございます。安全性や快適性、学習活動への適応性、環境への適応性、地域の拠点化等の項目を今後の学校施設整備の基本としております。4ページからは、学校施設の実態でございます。学校施設一覧及び学校施設位置図で示しております。5ページは、児童生徒数の変化です。これは、平成28年度に公共施設等総合管理計画により推計したものです。

昭和55年の児童生徒数は、小学校が875人、中学校が447人の合計1,322人で、令和2年度の児童生徒数は、小学校が302人、中学校が160人、合計462人となっております。昭和55年から令和2年の約40年間で小学校が34.5%、中学校が35.7%減少しております。今後の児童生徒数の推移といたしましては、町の少子化対策により、令和12年度に底を打ちまして、以後若干の増加に転じることを見込んでおります。続いて、6ページの(3)学校施設の状況でございます。本町の学校施設は、4施設7棟の延床面積13,477㎡となっております。小学校の校舎、体育館は昭和55年度に建築されまして、40年が経過しまして、中学校の校舎は、50年が経過します。学校施設の4施設7棟のうち2施設5棟が建築から30年以上経過してお

ります。また、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた施設は、小学校校舎・体育館、中学校校舎・体育館の4棟ですが、耐震工事は、小学校は平成23年度、中学校は平成22年度に完了をしております。7ページ(4)は施設関連経費の推移です。直近6年間における学校施設関連、学校施設関連経費は、平均すると年間72,721,000円となっております。経費の中で経常的に支出しているものが、燃料費、電気料、管理委託料などの経費で、年平均で45,751,000円の支出となっております。平成26年度は給食センターの増築、平成29年度は給食センター洗浄室改修のため、その他の施設整備費の欄が大幅に増加しております。維持修繕費は、平成26年度に小学校・給食センターの屋上防水工事、令和元年度は小学校のボイラー改修を実施しているため支出が増加しております。施設整備費は、平成26年度に小中学校の体育館照明のLED化、令和元年度は小学校の駐車場整備等を実施しております。8ページの(5)は今後の維持・更新コスト(従来型)となります。約50年で施設を建替える従来型の維持・更新を続けた場合、小中学校や給食センターの改築が予想されるため、今後40年間のコストは右上にございますように7,900,000,000円要することになります。特に、今後10年間は、小中学校の改築が集中することとなり、多額の費用がかかるということになります。9ページは、学校施設の老朽化状況の実態です。(1)構造躯体の健全性、構造躯体外の劣化状況等の評価としまして、学校施設の老朽化調査につきましては、劣化状況調査票を用いて躯体以外の劣化状況を把握しまして、屋根、屋上、外壁は目視によって、また、内部仕上げ、電気設備、機械設備は、改修年や保守点検結果等に基づき、劣化状況の度合いを下段の評価基準に照らしましてA、B、C、Dの4段階で評価を行っております。塗装の剥がれやひび割れなど部分劣化が見られております。なお、中学校校舎の電気設備につきましては、劣化度Dと評価されておりますが、これは、エアコン整備の、エアコン設備の整備に併せて改修することとしております。10ページ、11ページは、老朽化調査の状況写真です。それぞれ施設の写真を掲載しております。12ページ(3)でございますが、今後の維持・更新コスト。長寿命が、長寿命化型で積算したものです。従来の維持・更新コストでは、今後10年間に小中学校の改築をしなければなりませんでしたが、長寿命化型では、今後10年間で長寿命化改修を実施いたしまして、施設の耐用年数を80年まで延ばすという計算となります。8ページの従来型では7,900,000,000円のコストでしたが、長寿命化型では6,700,000,000円となりまして、1,200,000,000円のコストが下がるという試算となっております。13ページからは、学校施設整備の基本的な方針です。学校施設の長寿命化計画の基本方針としましては、町の公共施設等総合管理計画の基本方針及び公共施設等総合管理計画の施設類型別方針を受けまして、下段の表の安全な学校施設の実現、維持管理、修繕、更新等の計画的な実施、長寿命化改修の実施、防災機能の向上という4つの基本方針としております。14ページは、改修等の基本的な方針で、長寿命化の方針としましては、2ページの長寿命化のイメージと同様に、従来の改築を基本とする施設の方針から、長寿命化改修や大規模改修による使用年数の長期化を図るものです。下段の表にございますように、目標使用年数は80年以上、長寿命化改修の周期は40年から50年、大規模改修の周期は20年から30年としております。15ページは、基本的な方針を踏まえた施設整備の水準等です。改修等の整備水準としましては、構造体の長寿命化や給排水、電気等のライフラインの調査・更新はもとより、現在の社会的要請に応じるため、防災機能や防犯対策、非構造部材の耐震化等の安全面の確保や、少人数学習に対応する多目的スペースなどの空間、ICTに対応した整備、多様な児童生徒への、多様な児童生徒の特性への対応や災害時の避難所も想定した多目的トイレやバリアフリー化などの機能面の充実、また、省エネルギー対策の環境整備を検討するということとなります。16ページは、維持管理の項目・手法で、各学校施設の維持管理を効率的、効果的に実施するため、劣化状況調査票を用いて点検・評価を実施いたします。

17ページは、改修等の優先順位付けと実施計画です。今後10年間の改修優先順位は、①C・D評価改修となっております中学校体育館の外壁、中学校の電気設備といった広範囲に劣化が生じている施設を実施します。②の長寿命化改修は、施設の現状回復と機能向上を目的とした質的整備を伴う改修を検討します。③部分改修は、経年劣化に伴う改修であり、②の長寿命化改修と同時に行うことも予想されます。最後の18ページですが、長寿命化計画の継続的な運営の方針でございます。(1)としましては情報基盤の整備と活用、(2)は推進体制の整備、(3)は計画の見直しとしております。以上、学校教育施設の長寿命化計画の説明とさせていただきますが、学校施設の長寿命化計画を策定することによりまして、その後の学校の改築や施設整備等の計画が制限されるものではございません。今後、公共施設等総合管理計画を基本に、この長寿命化計画を一つの目安としまして、随時施設の状況を確認しながら、時代の変化に応じた計画の見直しを行ってまいるといことになります。以上、報告第12号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎久保田教育長

報告第12号の説明が終わりました。併せて報告第13号につきましては、計画書面をもって説明を割愛させていただくことによりまして、12号並びに13号を含めて質疑はございませんか。

◎荒山委員

小学校と中学校のトイレの状況はどのようになっていますか。

◎後木事務局長

大規模改修のときに洋式化を行っておりますし、ウォシュレットも付けている箇所もございますけれど、和式タイプも残しているという状況です。これにつきましては、学校外の町の中でも、和式タイプのトイレもあるということで、その勉強の必要もあるということから今の時点では和式タイプを残しているという状況です。今後につきましては、和式タイプも、洋式化していくのではないかとというふうに考えております。

◎久保田教育長

設置のときに何か基準はあったのかどうかですが。

◎西村グループ長

学校の基準としては、洋式化ということですが先ほど言ったように学校としては和式のトイレも残してほしいということです。

◎久保田教育長

洋式化にするとき、和式を1個以上付けるなどの基準としてはどうですか。

◎西村グループ長

洋式化ということではなかった。

◎久保田教育長

基準はなかったということですね。

◎後木事務局長

今後は、洋式化、ウォシュレットが普通に整備になるということです。

◎久保田教育長

はい。

◎荒山委員

今現在、和式が何年後に洋式になるという計画どうですか。

◎後木事務局長

いつまでに洋式化するという事はないです。それぞれの町の大規模改修に併せてそのときという形になります。

◎荒山委員

今は和式を残すという流れではないと思うので、特に若い人は洋式が当たり前ではないかと思いますが、現状については了承しました。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

◎松倉委員

今後の児童生徒数の想定について、今が下限で、若干これから増えるだろうという報告がありますけれど、今後20年後、40年後に向けて、どのような考えのもとでこの数字が出てきたのか教えていただけますか。

◎後木事務局長

今回のこの計画を策定するに当たり、まずは新十津川町の公共施設等総合管理計画、これに基づく計画を作りなさいということです。総合管理計画に決まっていることですので同じものを使っています。実際の数字としましては、令和元年、2年と児童生徒数、町の人口も若干ですが増えておりますし、学校の児童生徒数もほぼ変わらないという形で推移しております。その中で定住対策ですとか子育て支援対策の効果が表れてきておりますので、このような施策を今後も継続していくということであれば、新十津川町に今住みたいという方もたくさんいらっしゃると思いますので、希望も含めてこのような数値になってほしいというのがございますし、この表自体は、総合管理計画の数字をそのまま使うということになっておりますのでご理解いただきたいと思います。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎松倉委員

このようになれば有り難いとは思いますが、分かりました。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

◎久保田教育長
いいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長
それでは、報告第12号並びに13号については報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長
異議なしと認めます。したがって、報告第12号新十津川町学校教育施設長寿命化計画の策定について、報告第13号新十津川町社会教育施設長寿命化計画の策定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第14号新十津川町立学校における教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の制定について事務局より説明願います。

◎後木事務局長
それでは、議案書の45ページ、内容の説明を申し上げます。この要綱につきましては、学校における働き方改革に資するため、平成31年1月の中央教育審議会答申を踏まえまして、教諭等の標準的な職務を明確するために、北海道の要綱制定に基づきまして本町の要綱を定めるものでございます。第1条につきましては、目的を定めております。第2条から第4条は、教諭、助教諭及び講師の標準的な職務の内容及びその例の規程でございまして、その内容につきましては、47ページの別表に掲げられております。第5条につきましては、教諭等の職務の遂行に際しまして、校長が留意すべき事項の規程で、1号から第4号の規程により、規程により決められております。なお、附則としましては、この要綱は、令和3年4月1日から施行するという事としております。以上、報告第14号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎久保田教育長
報告第14号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長
よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長
それでは、報告第14号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第14号新十津川町立学校における教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の制定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第15号新十津川町立学校における事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の49ページ、内容の説明をいたします。この要綱につきましては、先ほどの報告第12号の教諭等に係わる要綱と同様に、学校事務職員の標準的な職務を明確するために、北海道の要綱制定に基づきまして本町の要綱を定めるものでございます。第1条は、目的を定めております。第2条及び第3条は、事務職員の標準的な職務の内容及びその例及び教職員との適切な業務の連携、分担の下、参画する職務の内容及びその例の規程で、その内容につきましては、51ページと52ページの別表に示されております。第4条につきましては、事務職員の職務の遂行に際しまして、校長が留意すべき事項の規程でございまして、第1号から第3号により規定されております。附則としまして、この要綱は、令和3年4月1日から施行することとしております。以上、報告第15号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第15号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第15号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第15号新十津川町立学校における事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第16号北海道新十津川農業高等学校教育振興会負担金交付要綱の一部改正について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

議案書の53ページ、改正内容を説明いたします。中、北空知管内唯一の全日制農業高校としまして、魅力ある学校作りに資するために、通学費助成や農業クラブなどの各種大会活動、就職に役立つ資格の取得に対し教育振興会を通じて助成を行っておりますが、この助成経費の項目について加えるものでございます。併せて54ページの新旧対照表をご覧ください。2条、負担金につきましては、第7号として広報活動経費、新十津川農業高校を広報するための経費で教育委員会が認める経費を加えております。このことにより、新十津川農業高校で作るパンフレット等の広報活動に係わる経費を助成ができるということになります。附則としまして、この要綱は、令和3年4月1日から施行するものでございます。以上、報告第16号

の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

◎久保田教育長

報告第16号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第16号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第16号北海道新十津川農業高等学校教育振興会負担金交付要綱の一部改正については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第17号長期休業期間等において新たな週休日を連続して設けるための新十津川町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の制定について事務局より説明願ひます。

◎後木事務局長

議案書の55ページをお開きください。内容を説明いたします。この要領につきましては、長期の休業期間等において週休日を連続して設けるために町立学校職員の週休日及び勤務時間の割振りに対しまして北海道の要領に基づき必要な事項を定めるものでございます。第1条に要領の趣旨を規定しております。第2条、第3条では、対象となる職員、業務及び適用の条件を規定しております。第4条は、校長が適用職員に対し講ずべき措置を、第5条は、校長が学校に対して講ずべき措置を規定しております。56ページにつきまして、第6条でございますが、校長が適用職員に対し定める起算日及び勤務日の設定について第1項から第6項まで規定し、第7項では、適用職員に対する通知方法について規定しております。第7条は、留意事項、第8条は、措置を講ずることができなくなった場合の規程、第9条は、出勤簿の表示について、第10条は、勤務時間の割振り等の報告手続きについて規定しております。

59ページから62ページにつきましては、手続きに係わる様式を掲載しております。なお、附則としまして、この要領は、令和3年4月1日から施行するものでございます。以上、報告第17号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第17号の説明が終わりました。質疑はございますか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第17号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第17号長期休業期間等において新たな週休日を連続して設けるための新十津川町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の制定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第18号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の63ページをお開きください。改正内容を説明いたします。本要領の一部改正は、北海道の要領の改正に伴うもので、修学旅行における業務として打合せに係わる勤務を加えるものでございます。併せて64、65ページの新旧対照表をご覧ください。2条第15号中「又は対外運動競技等の当番校の業務」を「、対外運動競技等の当番校の業務又は校外での実習、学習活動に関する打合せ等業務」に改めます。同号を同条第16号としまして同条第14号の次に次の1号を加えます。15号としまして、校外での実習・学習活動に関する打合せ等業務としまして、自校の教育計画に位置付けている児童生徒が行う校外での実習・学習活動に関しあらかじめ予定し、職員以外の者と打合せなどを行う業務をいうを加えております。なお、附則としまして、この要領は、令和3年4月1日から施行するものです。以上、報告第18号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎久保田教育長

報告第18号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第18号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第18号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第19号新十津川町立学校におけるハラスメントの防止等に関する指針の策定について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

議案書の67ページをお開きください。内容を説明いたします。この指針は、人事行政の公正の確保、教職員の利益の保護及び教職員の能率の発揮を目的としまして、新十津川町立学校におけるハラスメントの防止のための措置及びハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものでございます。第1条にはその趣旨を規定しております。第2条は、定義といたしまして、この指針における用語の意義を規定しております。第3条から第5条は、教職員の責務、校長の責務、教育委員会の責務をそれぞれ規定しております。第6条は、再発防止に向けた周知、啓発等の措置の規程、第7条は、懲戒処分について規定しております。第8条ではハラスメントに関する相談等に対応するための規程を定めております。準用規定といたしまして、第9条において、この指針に定めるものの

ほか、必要な事項は、道教委指針を準用するものとしております。附則としまして、この要領は、令和3年4月1日から施行するものです。以上、報告第19号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第19号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第19号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第19号新十津川町立学校におけるハラスメントの防止等に関する指針の策定については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第6号新十津川町教育委員会事務局組織規則の一部改正について事務局より説明願ひます。

◎後木事務局長

それでは、議案書の69ページをお開きください。下段の提案理由を申し上げます。行政組織の再編成等に伴い、教育委員会事務局の分掌事務が一部変更となるため、この規則の一部改正について議決を求めるものでございます。内容の説明を申し上げます。併せて70ページの新旧対照表をご覧ください。5条第1項第1号中ノを削り、ハをノとして、ヒをハとして、同項第2号中タをトとして、ソの次に次のように加えております。タとしまして、総合健康福祉センターの管理に関すること。チとしまして、高齢者の生きがい対策に関すること。ツとして、高齢者の生きがい対策に係る事業等で使用する車両の運行管理に関すること。テとしまして、健康体力増進活動の指導に関することとさせていただきます。これら事務が教育委員会の所掌となるということになります。附則としまして、この規則は、令和3年4月1日から施行いたします。以上、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第6号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第6号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第6号新十津川町教育委員会事務局組織規則の一部改正については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第7号新十津川町立学校管理規則の一部改正について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の71ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。72ページの下端をご覧ください。働き方改革を推進するため、教諭等が担う業務の明確化を行い、また、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教諭の休日を長期休業期間等において集中して確保することを目的とした1年単位の変形労働時間制を導入できるようにするため、この規則の一部改正について議決を求めるものでございます。内容の説明を申し上げます。併せて73ページからの新旧対照表をご覧ください。6条の次に、教諭等及び事務職員の標準的な職務内容として、第6条の2第1項及び第2項を加え、第7条第1項中「除き」の次に「、前条の規定により教育長が定める事項を参考にして」を加えております。第9条中「。以下「条例」という」を「）（以下「準用条例」という」に改めまして、「北海道人事委員会規則13—43）」の次に「並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則」を加えております。第10条では文言の修正のほか、第10条の2として、勤務することを要しない時間の指定についての規程を加えております。

第11条の2では文言の修正のほか、1年単位の変形労働時間制を導入することにより、同条第3項を改め、時間数の上限を月45時間から42時間に、年360時間から年320時間に減少することといたしまして、第4項を加えております。なお、この規則につきましては、令和3年4月1日から施行するものです。以上、議案第7号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第7号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり。）

◎久保田教育長

それでは、これより議案第7号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第7号新十津川町立学校管理規則の一部改正については原案のとおり可決されました。ここで15時30分まで休憩いたします。

（休憩）

◎久保田教育長

それでは、審議を再開いたします。議案第8号新十津川町立新十津川中学校の特別支援学

級の廃止及び設置について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の77ページをお開きください。まず、提案理由を申し上げます。下段になります。学校教育法第81条第2項の規程により、特別支援学級の廃止及び設置について議決を求めるものでございます。内容の説明を申し上げます。1 廃止する特別支援学級、
（1）廃止する障害学級区分、病弱・身体虚弱学級。（2）廃止年月日、令和3年3月31日。
（3）廃止理由、生徒の卒業により、病弱・身体虚弱学級の在籍生徒がいないため。次に2
設置する特別支援学級でございますが、（1）設置する障害学級区分、情緒障害学級、言語
学級。（2）設置年月日、令和3年4月1日。（3）設置理由、生徒の情緒障害学級入級並
びに言語学級入級の決定による。3としまして、特別支援学級設置状況は別紙のとおりとし
まして、78ページに令和3年度の特別支援学級の状況を載せております。小学校は、令和2
年度の3学級16人から4学級17人となり、中学校は、2学級2人から3学級4人となって
おります。以上、議案第8号の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますよう
お願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第8号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり。）

◎久保田教育長

これより議案第8号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」という声あり。）

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第8号新十津川町立新十津川中学校の特別支援学
級の廃止及び設置については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第9号新十津
川町スポーツ推進委員の委嘱について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書79ページをお開きください。提案理由を申し上げます。下段になります。
スポーツ基本法第32条第1項の規程に基づき、スポーツ推進委員を委嘱することにつき、議
決を求めるものでございます。上に戻りまして、1 委嘱しようとする者、氏名、東勝美、本
庄和子、山本留美、東志純子、長太葉子、小野由貴、倉田裕基の7人です。生年月日、住所、
指導種目等、就任につきましては表をご覧ください。2としまして、任期は、令和3年4月
1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。なお、80ページにスポーツ基本法に
定められているスポーツ推進委員の規程を記載しておりますのでご参照ください。以上、議
案第9号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第9号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第9号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第9号新十津川町スポーツ推進委員の委嘱については原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎後木事務局長

ございません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和3年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後3時40分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 新 田 右 子

会議録署名委員 荒 山 直 人